

2020年10月14日

DBの給付水準から掛金相当額への換算について

公益社団法人 日本年金数理人会

1.前提

(第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1 (P16)議論いただきたい点 (Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額) より抜粋)

DBごとの掛金額の実態を反映し、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBごとの掛金額を控除した額とすることが考えられるかどうか。

※ 企業型DCの拠出限度額 = 月額5.5万円 - DBごとの掛金額

(第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1 (P19) DBの給付水準から掛金相当額への換算①より抜粋)

- DBは、給付の算定方法を決めた上で、その給付と財源が集団で等しくなるよう事業主が拠出する掛金を設定した上で、過去勤務期間に係る不足分を含む積立不足には事業主が掛金を補うこととなる。
- このため、企業型DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBごとの掛金額は、毎年・毎月の実際の掛金額ではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額（「仮想掛金額（仮称）」）への換算が必要となる。



上記前提のもと、実際の掛金額からの換算方法を検討

2.給付と掛金の対応

$$\text{DC拠出限度額} = 5.5\text{万円} - \text{DB仮想掛金額}$$

<掛金>

5.5万円
(=65万円×免除保険料率×2.23)

DB仮想掛金額
(=各DB規約に基づき新たに算定)

対応



<給付>

代行給付の2.23倍の給付水準
(=65万円×加入期間×給付乗率×2.23)

DBの給付水準
(=各DB規約に基づく)

上述のように掛金と給付が対応しているため、
左側の「5.5万円のうちDB仮想掛金額がどの程度の割合を占めるか」は
右側の「代行給付の2.23倍の給付水準のうちDBの給付水準がどの程度を占めるか」
を算定することで求めることができる。

3.算定方法

(基本的な考え)

制度普及促進の観点から、運営負担を必要以上に大きくしないよう
シンプルで算定負担の少ない計算手法に基づくものとする

(算定式)

$$\text{DB仮想掛金額} = 5.5 \text{万円} \times \frac{\text{B:各DBの給付水準}}{\text{A:代行給付の2.23倍の給付水準}}$$

なお、実際の各DBの仮想掛金額の算定にあたっては、5ページのように、各DBの平均標準掛金額に平均的なモデルによる仮想掛金と標準掛金の比率を乗じて算定

※ A、Bの給付水準の算定にあたっては、8ページに示す「給付現価」を用いる

※ 給付現価の算定にあたり、DB財政計算で使用している予定利率を適用する

3.算定方法 ～実際の運営方法～

各DBの仮想掛金額の算定にあたり、各DBの平均標準掛金額に、平均的なモデルによる仮想掛金と標準掛金の比率を乗じて算定

各DBの仮想掛金額(= 5.5万円 × B/A)

各DBの仮想掛金額(= 5.5万円 × B/A) = 各DBの平均標準掛金額 × $\frac{\text{各DBの仮想掛金額(= 5.5万円} \times \text{B/A)}}{\text{各DBの平均標準掛金額}}$ (式の変換)



各DBの仮想掛金額(= 5.5万円 × B/A) = 各DBの平均標準掛金額 ×

平均的なモデルによる仮想掛金額

平均的なモデルによる平均標準掛金額

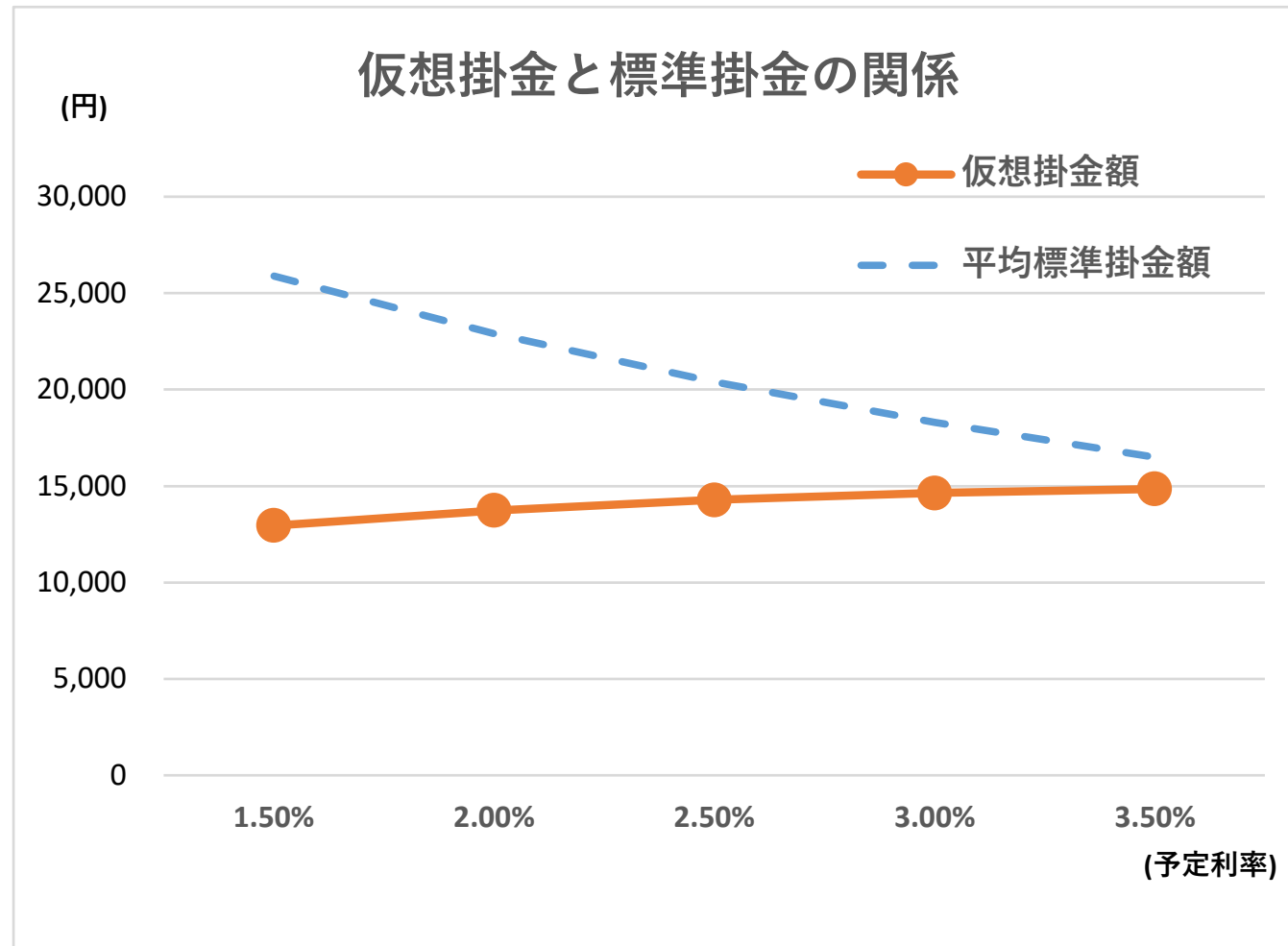
予定利率	0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	5.0%	5.5%
一定率	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8

予定利率毎に一定率を算定

※ 上記一定率は、6ページのモデルを各予定利率にて4ページの方法で算定した仮想掛金額を、同モデル・予定利率における平均標準掛金額で除したもの
※ 上記以外の予定利率に対応する一定率は按分で求める
※ 終身年金先は保証期間相当の平均標準掛金額に一定率を乗じることで評価することも可とする

3.算定方法 ～平均的なモデルによる仮想掛金の水準イメージ（標準掛金との対比）～

5ページの方法で算定した仮想掛金および標準掛金の関係は以下グラフのとおり
標準掛金と比較して、仮想掛金の予定利率に対する変化は小さくなっている



平均的なモデルの前提

- ①人員構成
22歳から59歳までの年齢別総人口の人数比にて加入者を設定
- ②退職金額
中労委「賃金事情等総合調査」の大学卒・総合職相当(事務・技術労働者)の退職金
- ③脱退率
平成30年雇用動向調査結果の概況を使用
- ④その他
加入(特定年齢)は24歳
定年(最終年齢)は60歳
年金換算率・待期中付利率はともに2.5%
年金支給形態は60歳支給開始20年確定年金
加入20年以上で年金受給権取得

A、Bの給付水準は、以下のとおり算定

A：標準報酬額の総額※¹ × 加入者期間※² × 代行給付乗率※³ × 2.23 × 終身年金現価率※⁴

B：DB制度の給付現価※⁵

※¹ 加入者数 × 65万円

5.5万円の算定基礎となった民間事業所の大部分をカバーする給与水準（第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会・資料1）

※² 平均残存勤務期間（月数）

脱退率・死亡率は継続基準の財政運営で使用するものを適用

※³ 5.481/1000

厚生年金の報酬比例部分の給付乗率を適用

※⁴ 65歳支給開始終身年金現価率 ÷ （1 + 予定利率）（65歳－平均年齢）

予定利率・死亡率（男女和半）は継続基準の財政運営で使用するものを適用

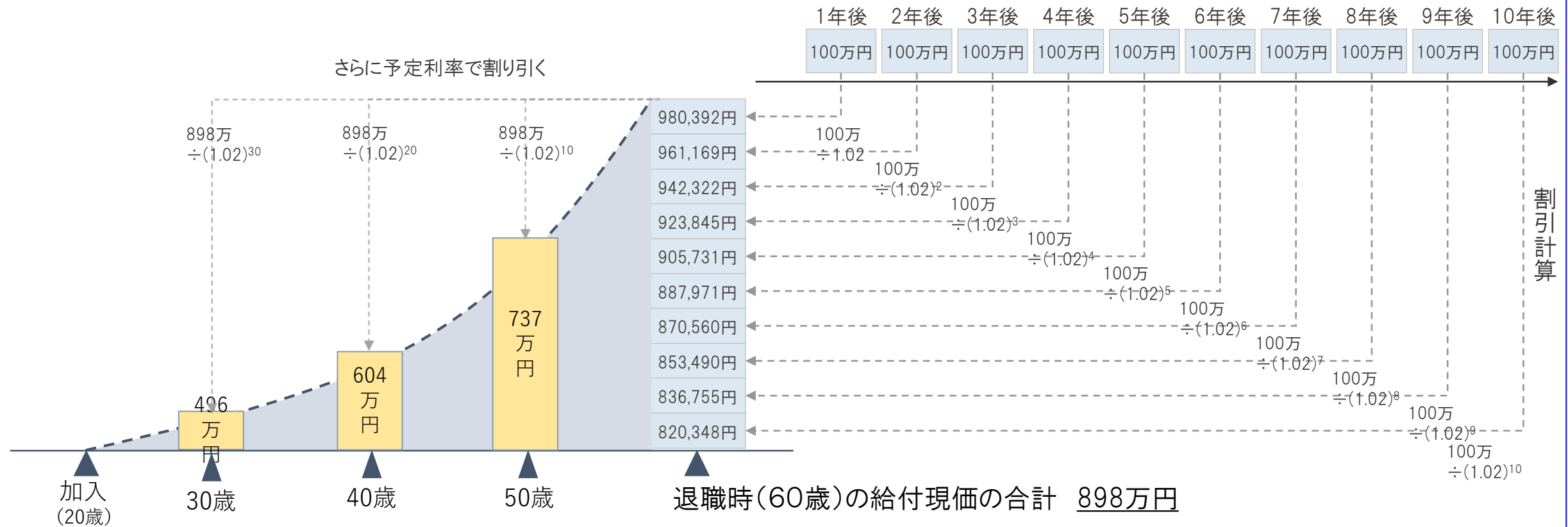
※⁵ 加入者の給付現価

過去期間含まず将来期間に対応するもの、予定利率等の計算基礎率は継続基準の財政運営で使用するものを適用

ご参考 2 ～給付現価とは～

給付現価とは将来受け取ることとなる給付額の現在の価値であり、給付額そのものでなく、現在～受け取り時までの期間分、予定利率で割り引いたもの。

(例)年金額100万円(10年間支給)の年齢別における給付現価(予定利率2.0%の場合)



制度に加入する者全員分の給付現価を算定して合計

3.算定方法 ～特別な制度の場合～

(1) キャッシュバランスプラン、ポイント制の場合

DB仮想掛金額は原則、前述のとおり算定し、個人毎の持分付与額や付与ポイントそのものとはしない

(2) 職種等の相違によりDBで給付格差がある場合

原則、標準掛金を適用する財政運営上の区分単位にてDB仮想掛金額を算定

(3) 複数事業主で実施するDB

原則、標準掛金を適用する財政運営上の区分単位にてDB仮想掛金額を算定

4.今後検討すべき主要内容

(1) 仮想掛金額の見直し基準

(2) 加入者数500名未満の簡易基準の取扱い

なお、仮想掛金額が現行の2.75万円を上回ったケースにおける取扱いについては、受給権保護並びに制度普及の観点を踏まえた方策の検討が必要